

岩手沿岸南部広域環境組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する取扱要領

平成18年 4月21日 訓令第7号
改正 平成26年 3月31日 訓令第5号
改正 令和 6年10月 1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについては、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「施行令」という。）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(受給資格者の認定請求)

第2条 法第17条第1項の規定によって読み替えられる法第7条第1項の規定に基づく児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求（法第9条第1項に基づく認定の請求を含む。）書等の提出は、別表第1の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の左欄の職員が当該右欄に掲げる認定及び支給の事務を行う者（以下「認定者」という。）に対して行うものとする。

(児童手当受給者情報)

第3条 法第17条第1項の規定によって読み替えられる法第7条第1項の規定に基づき、別表第1の左欄に掲げる職員について、認定者が認定の通知を交付したときは、受給者ごとに児童手当受給者情報（以下「受給者情報」という。）に所要の事項を記録する。

2 受給者情報及び規則に規定する請求書等は、それぞれ完結の日の属する年度の翌年度から別表第2に定める期間保存するものとする。

(届出)

第4条 法及び規則の規定に基づく届出は、第2条と同様とする。

(児童手当支給状況報告書の提出)

第5条 認定者は、管理者が別に定める日までに、児童手当の支給状況についての報告書を管理者に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第6条 管理者は、認定及び支給に関する事務の適正を期するため、必要があると認めるときは、認定者に対して当該事務の状況について報告を求め、若しくは指示を行

い、又は所属の職員に監査を行わせるものとする。

(支給日及び支給方法)

第7条 法第8条第4項に規定する児童手当の支給日は、当該支払期月の10日（その日が土曜日、日曜日、休日又は金融機関が休みのときは、その前日）とする。

2 支給方法は、口座振込とする。

(児童手当に関する事務の処理)

第8条 認定者は、職員に対する、児童手当の認定及び支給に関する事務処理にあたっては、法、施行令及び規則の規定によるもののほか、別記によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1

職員の区分	認定及び支給の事務を行う者
岩手沿岸南部広域環境組合事務局に勤務する職員	事務局次長

別表第2

種別	保存年限
児童手当認定請求書 児童手当受給者情報	5年
児童手当額改定認定請求書 児童手当現況届 未支払児童手当請求書	2年
上記以外の届出等	1年

別記

(認定請求書の処理)

第1 規則第1条の4第1項に規定する請求書（以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 認定請求書に受付確認年月日を記録すること。
- (2) 認定請求書の記載及びその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。
- (3) 認定請求書の記載及びその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、次の処理を行うこと。

ア 認定請求書を返戻する場合は、児童手当関係書類返戻通知書（様式第1号）を作成し、当該請求書に添えて返戻すること。

イ 認定請求書を保留する場合は、児童手当関係書類保留通知書（様式第1号）を作成し、請求者に交付すること。

ウ ア又はイの処理を行った場合は、児童手当関係書類返戻・保留情報（様式第2号。以下「返戻・保留情報」という。）にその旨を記録すること。

- (4) 前号により返戻したものが補正されて再提出されたとき又は保留の理由がなくなったと記は、返礼・保留情報に再提出年月日を記録すること。

2 認定請求書の記載事項について、次により審査するものとする。

- (1) 認定請求書の記載事項を添付書類等によって確認することとし、次の事項については特に留意すること。

ア 請求者の他に請求に係る児童を監護し、かつ、生計を同じくする当該児童の父若しくは母、未成年後見人（法人を除く。）又は父母指定者がある場合は、必要に応じて、これらの者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）の状況の確認に努めること。この場合において、当該所得は、その生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税又は特別区民税に係る総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額とする。

イ 規則第1条の4第2項第1号の添付書類（当該児童の属する世帯の全員の住民票の写し）及び同項第3号の添付書類（様式第2号の2）により、別居監護

の状況や当該児童と同居している者の状況等を確認すること。

ウ 請求に係る児童が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条に規定する理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第2号の添付書類（海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。

エ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者（法第6条第2項第2号に規定する第3子以降算定額算定対象者という。以下同じ。）が日本国内に住所を有しない場合は、規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当するか否かを規則第1条の4第2項第12号の添付書類（海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況が分かる書類等）により確認すること。

オ 請求者が未成年後見人として請求したときは、規則第1条の4第2項第4号の添付書類（未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等）により確認すること。

カ 請求者が父母指定者として請求したときは、規則第1条の4第2項第5号の添付書類（父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況が分かる書類等）により確認するほか、父母指定者と請求に係る児童が別居している場合は、当該児童の状況が分かる書類（全寮制の学校の寮の入寮証明書等）の添付を求め、当該書類により同居が困難であることを確認するとともに、上記イにより別居監護の状況等を確認すること。

キ 請求者が法第4条第4項の支給要件に該当する者（以下「同居父母」という。）として請求したときは、規則第1条の4第2項第7号の添付書類（同居父母である旨の申立書及び当該申立てに係る事実を証明する書類）により確認すること。

ク 請求に係る児童が施設入所等児童（法第3条第3項に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）に該当する者でないことを、都道府県等から提供される情報により確認すること。

ケ 請求に係る児童が戸籍及び住民票に記載のない場合については、出生証明書により児童及びその母を確認するほか、戸籍及び住民票に記載のない児童に関する申立書又は児童の生活の記録が分かる書類等により国内に居住している実態や請求者が支給要件に該当するかを確認すること。

コ 請求に係る児童のうちに3歳未満支給対象児童（法第6条第2項第5号に規

定する3歳未満支給対象児童をいう。)がない請求者については、年金加入証明書等の添付書類又は公簿等による被用者又は被用者等でない者の別の確認を行う必要はないものとする。

サ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者があるときは、規則第1条の4第2項第10号の添付書類(監護相当・生計費の負担についての確認書)により、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びに生計費の相当部分についての負担の状況等を確認すること。

シ 請求に係る第3子以降算定額算定対象者のうちに請求者の住所地の市町村の区域外に住所を有する者(延長者等(法第6条第2項第2号に規定する延長者等をいう。スにおいて同じ。))を除く。)があるときは、規則第1条の4第2項第11号の添付書類(当該者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、当該者が世帯主である場合にはその旨、当該者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの)により当該者が属する世帯の状況等を確認すること。

ス 請求に係る第3子以降算定額算定対象者が延長者等に該当する者でないことを、監護相当・生計費の負担についての確認書により確認すること。

(2) 前項の規定により行う審査において確認できない事項又は請求に係る事実を明確にするため、特に必要があるときは、所要の調査を行うこと。特に前号イ、オ、カ及びキに該当する場合には、父母等の住所地の市町村に対して当該父母等の児童手当の受給状況の確認を行うなど、二重支給の防止を図ること。

3 前項の規定によって審査した結果、受給資格があるものと確認したときは、支給額を決定するとともに、次により処理するものとする。

(1) 児童手当受給者情報(様式第3号)に、所要の事項を記録すること。

(2) 児童手当認定通知書(様式第4号)を作成し、受給者に交付すること。なお、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める内容を記載の上、通知すること。

ア 規則第1条に規定する理由に該当する児童について認定した場合 当該児童が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から3年経過したときは、規則第7条の届書(以下「受給事由消滅届」という。)等を、3年以内に当該児童が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ認定者に対して提出する必要がある旨

イ 規則第1条の3の2第3項に規定する理由に該当する第3子以降算定額算定

対象者について認定した場合 当該第3子以降算定額算定対象者が留学により日本国内に住所を有しなくなった日から4年を経過したことにより当該認定に係る児童手当の額が減額することとなるときは、規則第3条第1項の届書（以下「額改定届」という。）を、4年以内に当該第3子以降算定額算定対象者が帰国し、再び日本国内に住所を有するに至ったときは住所等変更届を、それぞれ認定者に対して提出する必要がある旨

ウ 未成年後見人を認定した場合 未成年後見人を解任され又は辞職したときは、認定者に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

エ 父母指定者を認定した場合 児童の生計を維持する父母等が日本国内に住所を有するに至ったときは、認定者に対して受給事由消滅届を提出する必要がある旨

(3) 認定請求書に認定年月日を記録すること。

(4) 同居父母を認定した場合は、当該同居父母以外に児童を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母が住所を有する市町村（当該者が公務員である場合はその所属庁）に対して、同居父母を認定する旨を連絡するとともに、様式第5号により通知すること。（当該同居父母以外の者が同居父母と異なる市町村に住所を有する場合又は公務員として所属庁において受給している場合に限る。）

4 第2項の規定により審査した結果、受給資格がないものと確認したときは、次により処理するものとする。

(1) 認定請求書に却下の旨及び却下年月日を記録すること。

(2) 児童手当認定請求却下通知書(様式第4号)を作成し、請求者に交付すること。

（額改定認定請求書の処理）

第2 規則第2条第1項に規定する請求書（以下「額改定認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 額改定認定請求書に受付確認年月日を記録すること。

(2) 額改定認定請求書の記載及びその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。

(3) 額改定認定請求書の記載及びその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、第1第1項第3号及び第4号の規定の例により処理すること。

2 額改定認定請求書の記載内容について、第1第2項の規定（第1号アの規定を除く。）の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、手当額を改定すべきものと確認したときは、

手当額を決定し、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報に新たに支給対象となった児童の氏名及び新たに算定対象となった第3子以降算定額算定対象者の氏名並びに改定後の手当額等を記録すること。
- (2) 児童手当額改定通知書（様式第6号。以下「額改定通知書」という。）を作成し、受給者に交付すること。なお、第1第3項第2号のアからエに掲げる場合にあっては、同号の例により通知書を作成すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定年月日を記録すること。

4 第2項の規定によって審査した結果、手当額を改定しないものと確認したときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報に改定の請求を却下した旨を記録すること。
- (2) 児童手当額改定請求却下通知書（様式第6号）を作成し、受給者に交付すること。
- (3) 額改定認定請求書に改定請求却下年月日を記録すること。

（額改定届の処理）

第3 規則第3条第1項に規定する届書（以下「額改定届」という。）の提出を受けたときは、第2第1項及び第2項の規定の例により点検、審査を行うものとする。

2 前項の規定により審査した結果、届出に係る事実があるものと認めたときは、次により処理するものとする。

- (1) 額改定届に受付確認年月日を記録すること。
- (2) 受給者情報から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の手当額を記録すること。
- (3) 額改定通知書を作成し、受給者に公布すること。
- (4) 額改定届に改定年月日を記録すること。

3 第1項の規定により審査した結果、届出に係る事実がないものと認めたときは、受給者情報に額改定届を返付した旨を記録し、当該受給者に返付するものとする。

（職権に基づく手当額の改定手続）

第4 額改定届の提出がない場合においても、受給者情報等によって手当額を減額すべきものと確認したときは、職権により手当額を改定するとともに、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報から改定の原因となる児童を削除するとともに、改定後の手当額等を記録すること。
- (2) 額改定通知書を作成し、受給者に交付するとともに、受給者情報に記録するこ

と。

(現況届の処理)

第5 規則第4条第1項に規定する届書(以下「現況届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 現況届に受付確認年月日を記録すること。
- (2) 現況届の記載及びその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。
- (3) 現況届の記載及びその添付書類に補正できない程度の不備があるときは、第1第1項第3号及び第4号の規定の例により処理すること。
- (4) 現況届の記載事項について、受給者情報と照合すること。

2 前項第4号の規定によって照合したものについては、第1第2項の例により審査するものとする。

3 前項の規定によって審査した結果、引き続いて児童手当等を支給すべきものと認められたときは、受給者情報の現況届欄に所要の事項を記録すること。

4 第2項の規定により審査した結果、法第4条第2項又は第3項の児童の生計を維持する程度の高い者に該当すると認められる者に対する児童手当は、原則として、当該審査をした年の8月から翌年7月まで支給するものとする。

5 第2項の規定によって審査した結果、支給事由が消滅したものと認められたときは、次により処理するものとする。

- (1) 受給者情報に消滅事由及び消滅年月日を記録し、引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。
- (2) 児童手当支給事由消滅通知書(様式第7号。以下「支給事由消滅通知書」という。)を作成し、受給者に交付すること。

6 6月30日までに現況届が提出されない場合には、その提出について督促を行うとともに、督促を行ってもなお現況届の提出がない受給者については、法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものとする。

(氏名変更届の処理)

第6 規則第5条に規定する届書の提出を受けたときは、受給者情報の氏名を改めるものとする。

(住所変更届の処理)

第7 規則第6条に規定する届書(以下「住所変更届」という。)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

- (1) 住所変更届の記載及びその添付書類が不備でないかどうかを点検すること。

(2) 住所変更届及びその添付書類に不備がないときは、受給者又は児童の氏名及び住所等を添付書類によって確認すること。

(3) 受給者情報に変更後の住所及び変更年月日を記録すること。

(受給事由消滅届の処理)

第8 規則第7条に規定する届書（以下「受給事由消滅届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 受給事由消滅届の記載が不備でないかどうかを点検すること。

(2) 受給者情報に消滅事由及び消滅年月日を記録し、引き続き児童手当を支給すべき受給者の記録と別に保管すること。

(3) 支給事由消滅通知書を作成し、受給者に交付すること。

(4) 支給対象となる児童と市町村を異にして別居している父母指定者について、前号までの処理をしたときは、児童の住所地の市町村に対して様式第8号により通知すること。

(職権に基づく消滅の手続)

第9 受給事由消滅届の提出がない場合においても、受給者情報等によって児童手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権に基づいて第8第2号から第4号の規定の例により処理するものとする。次の場合は、それぞれ職権に基づく手続を行うことができるものであること。

(1) 規則第1条に規定する理由により児童が日本国内に住所を有しなくなった日から3年を経過した場合

(2) 法第4条第4項の規定が適用されることにより、受給者と生計を同じくしない同居父母が認定されるに至った場合

(3) 支給対象の児童が施設入所等児童となったことに伴い、その父母等が当該児童に係る支給要件を具備しなくなった場合

(4) その他、支給要件を具備しなくなったことが明らかな場合

(支払後の処理)

第10 手当を支払ったときは、受給者情報に支払金額及び支払年月日を記録すること。

(未支払請求書の処理)

第11 規則第9条に規定する請求書（以下「未支払請求書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 未支払請求書に受付確認年月日を記録すること。

- (2) 未支払請求書の記載事項について受給者情報と照合すること。
- (3) 未支払の児童手当を支給するものと決定したときは、その額を支払うとともに、次の処理を行うこと。

- ア 未支払児童手当支給決定通知書（様式第9号）を作成し、請求者に交付すること。

- イ 受給者情報の支払金額欄に支払金額及び支払年月日並びに請求者の氏名及び住所を記入すること。

- (4) 当該請求を却下するものと決定したときは、次の処理を行うこと。

- ア 未支払児童手当請求却下通知書（様式第9号）を作成し、請求者に交付すること。

- イ 受給者情報に請求を却下した旨を記録すること。

（支払の一時差止めの手続）

第12 法第11条の規定により児童手当の支払を一時差し止めるものと決定したときは、児童手当支払差止通知書（様式第10号）を作成し、受給者に交付するとともに、受給者情報にその旨を記録するものとする。

（個人番号の変更等に係る事務処理）

第13 個人番号変更等申出書（様式第11号）の提出を受けたときは、受給者情報における受給者の個人番号、配偶者等の氏名及び個人番号、児童の個人番号又は第3子以降算定額算定対象者の個人番号を必要に応じて改めるものとする。

（請求書等の整理）

第14 認定請求書は認定月日順に、現況届は受給者情報の順に配列し、それぞれ整理し保存するものとする。

2 前項以外の請求書、届書等は、適宜の方法により整備して保存するものとする。

様式第1号（別記第1関係）

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

児童手当関係書類 返戻 通知書 保留

年 月 日付で請求（届出）のありました（ ）について

返戻
は、次の理由で することとしましたので通知します。
保留

なお、請求書（届出書）を再提出の際には、この通知書を添えて提出してください。

記

返 戻 し た 理 由	保 留 し た 理 由

様式第2号（別記第1関係）

整理 番号	
----------	--

児童手当関係書類返戻・保留情報

請 求 者	氏 名	
	住 所	
返戻・保留 理 由		
返戻・保留通知年月日		
再 提 出 年 月 日		
調 査 等 完 了 年 月 日		
備 考		

※整理番号

※受付年月日	・	・
--------	---	---

児童手当 別居監護申立書

様

私は、別居している児童を監護し、かつ、生計を同じくしている又は生計を維持していることについて、下記のとおり申し立てます。

記

1 別居している児童について

ふりがな 児童の氏名	個人番号	続柄	生年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

※申立人が公務員の場合又は当該児童の個人番号を記載した別居監護申立書を既に提出しておりその状態が継続している者の場合には、個人番号欄の記載は不要。

住所 _____

2 別居している児童の属する世帯について

ふりがな 世帯主の氏名	児童からみた世帯主 の続柄

3 別居の理由について

- (1) 仕事の都合上、単身赴任をしているため
- (2) 児童の進学、通学のため
- (3) その他 (_____)

4 別居期間

年 月 日 から 年 月 日までを予定

5 監護、生計同一又は生計維持の状況（面会、仕送り等について）

年 月 日

【申立人】（児童手当の請求者・受給者）

住所 _____

氏名 _____

(表面)

児童手当受給者情報

受給者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	性別	男・女	生年月日	昭和・平成	職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等でない者	配偶者の有無	有・無			
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	電話 ()						個人番号				
	1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、6~12月分は本年)	(上欄と異なる場合に記入してください)	⑧支払希望金融機関	名称	預金種別	支店名	口座番号	口座名義				
配偶者等	(ふりがな) 氏名	住所 (請求者と異なる場合)										
	職業	個人番号	1月1日時点の住所 (1~5月分は前年、6~12月分は本年)							(上欄と異なる場合に記入してください)		
児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	氏名及び個人番号	続柄	生年月日	住所	職業等	通学先 (学生の場合のみ)	卒業予定時期 (学生の場合のみ)	申立人による監護相当の状況 (いずれかに○)		申立人による生計費の負担の状況 (該当するものすべてに○)		
			平成 令和		・学生 ・無職 ・その他	・学生 ・無職 ・その他	年 月	1 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3 その他 ()		1 生活費 (食費、家賃等) 2 学費 3 その他 ()		
			平成 令和		・学生 ・無職 ・その他	・学生 ・無職 ・その他	年 月	1 同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている 2 別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である 3 その他 ()		1 生活費 (食費、家賃等) 2 学費 3 その他 ()		
児 童	氏名及び個人番号 (別居監護の場合)	続柄	生年月日	同居・別居の別	住所	監護の有無	生計関係	児童との関係	児童手当該当年月日			非該当年月日
			・ 月 日	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上	第3子以降	
			・ 月 日	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日
			・ 月 日	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日
			・ 月 日	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日	・ 月 日
加入している公的年金制度の種別				所得の状況	年分所得額 円	認定年月日		支給開始年月		手当月額		
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 ウ. その他 () ※アのうち、以下の共済組合の組合員である場合は併記欄内に○を記入してください。 () 私立学校教職員共済 () 地方公務員等共済 () 国家公務員共済						・ 月 日		・ 月 日		・ 3歳未満 円 ・ 3歳以上分 円 ・ 第3子以降分 円		
						支給事由 年月日・消滅事由				計 円		
備考						(消滅事由)						

(裏面)

区分		年度	年度	年度	年度	年度	年度	
現況届	届出の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	被用者又は公務員か否かの別	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	被・公・非被	
	加入年金等の種別							
	前年の所得額	円	円	円	円	円	円	
備考								
支給額	10月期	支払年月日	・	・	・	・	・	
		児童手当の支払金額①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
		保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円
		寄付金額④	円	円	円	円	円	円
		支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円	円
	12月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・
		児童手当の支払金額①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
		保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	円
		寄付金額④	円	円	円	円	円	円
		支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円	円
	2月期	支払年月日	・	・	・	・	・	・
		児童手当の支払金額①	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
		学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	円
保育料の特別徴収額③		円	円	円	円	円	円	
寄付金額④		円	円	円	円	円	円	
支払金額(①-②-③-④)		円	円	円	円	円	円	

4 月 期	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	
	寄 付 金 額 ④	円	円	円	円	円	
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円	
6 月 期	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	
	寄 付 金 額 ④	円	円	円	円	円	
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円	
8 月 期	支 払 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	児 童 手 当 の ① 支 払 金 額	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円	3歳未満分 3歳以上分 第3子以降分 計	円 円 円 円
	学校給食費等徴収等額②	円	円	円	円	円	
	保育料の特別徴収額③	円	円	円	円	円	
	寄 付 金 額 ④	円	円	円	円	円	
	支払金額(①-②-③-④)	円	円	円	円	円	
備 考							

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

年 月 日付で請求のありました児童手当については、
と お り 認 定
次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。

記

認 定 に 関 す る 事 項	
1 支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2 手当月額	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 円
3 支給開始年月	年 月から
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟について

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当すると

きを除く。) でなければ提起することができないこととされています。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（別記第1関係）

児童手当における同居父母に係る認定について（通知）

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

令和6年9月30日成環第264号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、児童手当法第4条第4項の規定が適用されることにより同条第1項第1号に掲げる者として支給要件に該当する者として認定した者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	受給者					配偶者			受給者と同居している児童		備考
	氏名	性別	児童との続柄	生年月日	住所	氏名	生年月日	住所	氏名	生年月日	
		男・女		・ ・			・ ・			・ ・	
		男・女		・ ・			・ ・			・ ・	
		男・女		・ ・			・ ・			・ ・	
		男・女		・ ・			・ ・			・ ・	

第 年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

額 改 定
児童手当 通知書
改定請求却下

児童手当の額の改定については、請求、届出により、次のとおり改定
職 権 却下 しましたので
通知します。

記

額 改 定 に 関 す る 事 項	
1 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) 人
	(3歳以上) 人
	(第3子以降) 人
	計 人
2 改定後の手当月額	(3歳未満) 円
	(3歳以上) 円
	(第3子以降) 円
	計 円
3 改定年月	年 月から
4 改定（増・減額）の理由（ ）	
額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項	
却下した理由 ()	
備 考	

不服申立て及び取消訴訟について

- この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。
- また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

記

- 1 消滅した日 年 月 日
- 2 消滅の理由

不服申立て及び取消訴訟について

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 8 号（別記第 8 関係）

児童手当における父母指定者の受給事由消滅について（通知）

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

令和 6 年 9 月 3 0 日こ成環第 2 6 4 号「市町村における児童手当関係事務処理について」に基づき、受給事由が消滅した父母指定者について、下記のとおり情報提供いたします。

記

整理番号	父母指定者				児童				支給事由消滅 年月日	備 考
	氏 名	性 別	生年月日	住 所	氏 名	父母指定者との 関 係	生 年 月 日	住 所		
		男・女	・ ・				・ ・		・ ・	
							・ ・			

第 年 月 日

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

支給決定
未支払 児童手当 通知書
請求却下

年 月 日付で請求のありました未支払児童手当の支給については、

支給することに決定
次のとおり しましたので通知します。
請求を却下

記

支 払 の 内 容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円
	支払年月日	年 月 日
	支払方法	
却下の理由		

不服申立て及び取消訴訟について

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

岩手沿岸南部広域環境組合 管理者

印

児童手当支払差止通知書

次のとおり児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

記

支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

不服申立て及び取消訴訟について

- 1 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に岩手沿岸南部広域環境組合を被告として（訴訟において岩手沿岸南部広域環境組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

※整理番号
※受付年月日 . .

児童手当 個人番号変更等申出書

様

私は、児童手当等の受給に関する個人番号の変更等について、以下のとおり申し出ます。

1 個人番号の変更等を申し出る事由

- (1) 受給者の個人番号が変更されたため
- (2) 配偶者等（2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。））の個人番号が変更されたため
- (3) 児童の個人番号が変更されたため
- (4) 児童の兄姉等の個人番号が変更されたため
- (5) 離婚等により、配偶者等の個人番号を消滅させるため
- (6) 婚姻等により、配偶者等の個人番号を新たに登録するため

2 個人番号の変更等の内容について

(1) の場合

変更前の個人番号	変更後の個人番号

(2) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(3) の場合

ふりがな 児童の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(4) の場合

ふりがな 児童の兄姉等の氏名	変更前の個人番号	変更後の個人番号

(5) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名

(6) の場合

ふりがな 配偶者等の氏名	配偶者等の個人番号	事由の発生した年月日
		年 月 日

年 月 日

【申出人】(児童手当の受給者)

住所 _____

氏名 _____